# 三芳町地域防災計画 総則編 令和6年度改訂

三芳町防災会議

## 目次

第1編 総則編	1
第1章 総則	1
第1節 基本方針	1
第 1 目的	1
第 2 防災計画の構成と内容	1
第 3 防災計画の位置付け	1
第2節 三芳町の概況と災害履歴	3
第 1 町の概況	3
第 2 災害履歴	3
第3節 防災の基本理念	4
第1 効果的な災害予防	4
第 2 防災計画の周知徹底	4
第 3 町の役割	4
第4 「減災」の考え方によるハード・ソフト両面での対策	6
第 5 防災に関しての住民の役割	6
第 2 章 防災体制	8
第1節 防災機関等の役割	8
第 1 県の役割	8
第2町の役割	8
第 3 防災関係機関及び指定地方公共機関等の役割	8
第4公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割	13
第 5 災害時応援協定締結団体・事業者の役割	14
第2節 防災関係機関の組織	15
第 1 県の機関	15
第 2 指定地方行政機関	17
第 3 自衛隊(第 32 普通科連隊)	17
第 4 東入間警察署	17
第5 入間東部地区事務組合・三芳町消防団	17
第 6 指定公共機関	18
第 7 指定地方公共機関	18
第8公共的団体・その他防災上重要な施設の管理者	18
第9 災害時応援協定締結団体・事業者	20
第 10 その他の団体等の行うべき業務の内容	20
第 11 県からの情報連絡員、情報連絡係	20
第3節 町の防災体制	
	20
第 2 防災会議 2	20
第 3 災害対策検討会議 2	

第 4	業務継続計画	22
	指定管理者との防災協定の推進	
		24
第1	配備体制・動員計画	24
第 2	非常体制	24
		26
第5節	指定行政機関等の活動体制	27
第1	指定地方行政機関	27
第3章 阿	5災教育及び訓練	29
第1節	町が実施する防災教育及び訓練	29
第1	防災教育	29
	1/2 > 44/1/1/1	31
第3	県が実施する訓練	34
第4章 調	周査研究及び関連計画	36
第1節	防災アセスメントに関する調査研究	36
第2節	地区防災計画	36

第1節 基本方針

第1編 総則編

第1章 総則

第1節 基本方針

### 第1目的

この計画は、三芳町住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法 (昭和36年法律第223号)第42条に基づき、三芳町防災会議が作成する計画であって、本 町における災害の予防・応急・復旧対策及び復興計画に関する事項を定め、防災活動を総合 的かつ計画的に実施することにより、地域の減災を目指すものとする。

### 第2 防災計画の構成と内容

この計画は、以下の5編をもって構成している。

- 第1編総則編
- 第2編震災対策編
- 第3編風雪水害対策編
- 第4編複合災害対策編
- 第5編事故災害対策編

第1編総則編は、三芳町地域防災計画作成の目的、位置付け、基本方針及び防災関係機関等の処理すべき業務の大綱等について定めるとともに、災害の要因となる自然的、社会的背景、三芳町において想定される災害の内容等について記載するものである。

第2編震災対策編は、地震災害による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策から復興計画の基本についてまとめたものである。

第3編風雪水害対策編は、集中豪雨や台風、暴風、竜巻、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流といった風雪水害を対象とし、「事前・予防対策」と「応急対策」についての計画とする。

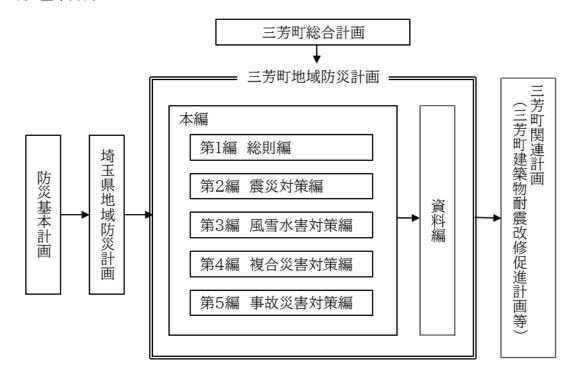
第4編複合災害対策編は、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生した 場合の対策の方向性をまとめたものである。

第5編事故災害対策編は、火災、危険物等災害、放射性物質及び原子力発電所事故災害、 鉄道事故、航空機事故などについて、それぞれ対策をまとめたものである。

### 第3 防災計画の位置付け

### 1. 上位計画との関係

この計画は次に示すように、その直接の上位計画として埼玉県地域防災計画を基準とし、 共通する計画については、県の計画を準用しその範囲内において作成したものである。 第1節 基本方針



### 2. 関連計画との関係

この計画に示す防災業務の方針等に基づき、町は、必要な関連する計画を更新もしくは策定するものとする。主な関連計画は、次のとおりである。

- 1 三芳町都市計画マスタープラン(都市計画に関する基本的な方針)
- 2 三芳町建築物耐震改修促進計画(既存建築物の耐震診断・改修の促進プラン)
- 3 三芳町災害廃棄物処理計画(災害によって生じる廃棄物の円滑な処理方針)
- 4 国民保護に関する三芳町計画(武力攻撃事態等からの避難・救援プラン)
- 5 三芳町地域防災初期行動マニュアル(震災時の地域連携・共助の手引き)
- 6 三芳町災害時要援護者避難支援プラン(要援護者等の地域での見守りプラン)
- 7 三芳町立小中学校版学校防災マニュアル(学校での災害時等対応の手引き)
- 8 児童福祉施設等危機管理マニュアル(保育所等での災害時等対応の手引き)
- 9 三芳町業務継続計画(災害時等での重要業務の継続、迅速な再開の為のプラン)
- 10ICT 部門の業務継続計画(重要な情報システムの継続、復旧の為のプラン)
- 11災害時における保健・医療活動マニュアル(保健活動体制の対応・行動内容の手引き)
- 12三芳町被災建築物応急危険度判定体制整備計画(被災建築物の安全性の判定・表示)

### 3. 防災計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められたときは、これを修正し、常に有効な防災業務の遂行を図るものとする。

### 4. 防災計画の周知徹底

関係各機関は本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究並びに教育訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、町職員、関係機関職員及び住民に対し、常に周知徹底を図り地域防災に寄与するものとする。

第2節 三芳町の概況と災害履歴

### 5. 計画の用語

本計画において、略して標記した用語の意味は次のとおりである。

1 災対法 災害対策基本法

2 救助法 災害救助法

3 防災関係機関 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等

4 協定締結団体等 災害時における応急・復旧業務に係る応援協定を締結した団体や事

業者

### 第2節 三芳町の概況と災害履歴

### 第1 町の概況

### 1. 地勢

三芳町は首都圏 30km に位置し、埼玉県の南部、武蔵野台地の北東部にあたり、東経 139 度 31 分、北緯 35 度 49 分。海抜は 37.5m 前後、面積は 15.33 kmで、東西は 6.9km、南北は 4.2km にわたり、東は志木市・富士見市、南東は新座市、南西は所沢市、北はふじみ野市・川越市と隣接している。

標高 37.5m前後(役場付近)であるが、西端部では 50m、東南端で 10m、大部分は 25m ~45m程のなだらかな起伏を有しながら西から東へ緩やかに下る勾配をもつ平坦な台地である。

地質は、火山活動によってもたらされた火山灰が堆積した関東ローム層によって覆われている。

河川は東南端を流れる柳瀬川以外はなく、北部には都市下水路の砂川堀、排水路として南部には唐沢堀、東部には江川がある。

### 2. 気候

気候は、太平洋側気候に属する。このため、夏は日中かなりの高温・多湿となるほか、しばしば雷雨に見舞われる。冬は北西の強い季節風が吹き、低湿度の晴天の日が多い。4月~5月頃にみられる晩霜は、時として農作物に被害をもたらすことがある。

#### 第2 災害履歴

### 1. 地震災害

過去に関東地方に最大の影響を与えたものは、関東大震災である。三芳町は武蔵野台地上に位置し、地震に対する地盤が比較的良いため被害は少なく、三芳町の震度は、震度 4~5 弱であったと推定される。埼玉県における被害地震は、資料 1-1 のとおり。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)では、三芳町においても震度5弱が観測され、竹間沢を中心に広範囲での停電が発生(12日未明に復旧)、28件以上の瓦の崩落、一部公共施設にひび割れ等が確認された。なお、三芳町においては、この地震による直接の人的被害はなかった。

第3節 防災の基本理念

### 2. 風雪水害

三芳町において近年発生した風雪水害の被害状況は、大災害に該当するものはなく、比較的小規模な床下浸水、田畑浸水及び降雪によるカーポートや農業ハウスの被害が報告されたのみとなっている。資料 1-2 に、戦後の風雪水害による埼玉県の被害の一覧を示す。

### 3. 人口

令和6年12月末日現在、三芳町の人口は37,377人(男性18,515人、女性18,862人)、 世帯数は17,122世帯となっている。(住民基本台帳による)

### 4. 土地利用

令和6年1月1日現在、地目別面積は、比率の高いものから、畑36.1%、宅地30.46%、山林8.28%、雑種地10.31%、その他14.81%となっている。

市街化区域用途別面積では、全 298.6ha のうち、第一種低層住居専用地域 24.2%、第一種中高層住居専用地域 19.3%、第一種住居地域 16.5%、第二種住居地域 9.5%、近隣商業地域 0.9%、工業地域 29.6%となっている。(統計みよし 2023 (令和 5 年版) による)

### 第3節 防災の基本理念

### 第1 効果的な災害予防

災害に備えるための措置について、ハード・ソフトを適切に組み合わせ、効果的な災害対策を推進する。

併せて、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。

### 第2 防災計画の周知徹底

防災関係機関は本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、町職員、関係機関職員及び住民に対し、常に周知徹底を図り地域防災に寄与するものとする。

#### 第3 町の役割

町は、予防対策、応急対策及び復旧対策を立て、次の事項を実施するとともに、指定地方 行政機関と相互連携を保ち災害に対処する。

#### 1. 予防対策

- ・防災に関する住民への啓発及び教育に関すること
- ・防災に関する組織の整備に関すること
- ・防災に関する訓練の実施に関すること
- ・防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること
- ・防災に関する施設及び設備等の整備点検に関すること
- ・防災に関する住民の自発的な防災活動の促進に関すること
- ・防災に関するボランティア活動の啓発、ボランティア組織との連携に関すること
- ・防災に関する各種関係団体等との協定締結等による協力体制の整備に関すること

### 第3節 防災の基本理念

・前各号のほか、災害発生時に災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善に関すること

〔資料 1-3 災害時応援協定一覧〕

〔資料 1-4 防災啓発情報等に関する協定〕

#### 2. 応急対策

- ・警報の発表及び伝達並びに避難情報に関すること
- ・消防、水防その他の応急処置に関すること
- ・被災者の救助、避難その他の保護に関すること
- ・災害を受けた児童・生徒の応急教育に関すること
- ・施設及び設備の応急復旧に関すること
- ・施設及び防疫その他の保健衛生処置に関すること
- ・緊急輸送の確保に関すること
- ・前各号のほか災害の防ぎょ又は拡大防止のための処置に関すること
- ・災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)適用後は知事の補助機関として災害救助にあたる

### 3. 復旧対策

被災施設の復旧に併せ、再度災害発生を防止するための施設の新設及び改良に関すること

#### 4. 自助・共助の強化

大規模災害が発生した場合は、行政自体が被害を受け、行政機能が低下する可能性もある。また、町は休日・夜間の急な発災に備えるものの、迅速かつ万全な活動体制を確保できるとは限らない。

これらのことから、町は「公助」の役割とその限界を踏まえつつ、住民一人一人が自らの命、安全を守る「自助」、地域コミュニティや事業所、ボランティア、団体等が協働して地域の安全を守る「共助」を推進し、三芳町の地域特性を生かして、「自助」「共助」「公助」の防災行動が最大の効果を発揮できるよう、施設・設備・機器及びしくみの整備、地域防災への支援、自助の啓発を重点化する。

### 5. 命を守る初期行動の重視

大規模災害では、発災後の数日間程度の初期行動が、住民の生命を災害から守り、被害の拡大を防止する上で重要となる。そのため、自身の安全確保、救急・救助、初期消火、安否確認、参集・活動体制の確立、被害情報の収集・伝達、避難行動等の災害における初期行動を迅速かつ的確に実施できる体制の強化を図る。

### 6. ジェンダー主流化(\*)をはじめとした多様な視点

男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災会議の委員に占める女性の割合を 高めるよう取り組むとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の 参画を拡大するなど、ジェンダー主流化や性の多様性の尊重をはじめとした多様な視点を踏 まえた防災対策を推進していく。

### 第3節 防災の基本理念

\*ジェンダー主流化:ジェンダーの視点(性別による固定的役割分担、性差別、偏見等が社会的に作られたものであることを意識していこうとする視点)から、各種制度や事業において性別を理由に異なる結果がもたらされていないか精査を行い、男女間の格差が生じている場合には、ジェンダー平等の達成に向けて取り組み、事業効果の向上を図ること。

### 7. 広域受援体制の整備

大規模災害では、町の防災体制のみでは、災害のすべてに対応できないことが予想される。こうした事態に備えて、県、他市町村、防災関係機関及びNGO等災害ボランティアの支援を受け入れやすくするよう、広域受援体制の整備を進める。

### 8. 人的ネットワークの強化

県、防災関係機関、協定締結団体等と、発災時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、 平素から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める。

### 9. デジタル化の推進

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

### 10. 計画の効果的推進に向けた取組

本計画を効果的に推進するため、次の点に留意して取組を進めるものとする。 地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、さらに制度等 の整備、改善等について検討、実施する。

- ・計画に基づくマニュアル類の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底
- ・計画、マニュアル類の定期的な点検や検証
- ・点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映

### 第4 「減災」の考え方によるハード・ソフト両面での対策

災害の発生を未然に防ぐことはできないという前提に立って、ハード・ソフトの対策を効果的に組み合わせて実施することにより、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を重視する。

#### 第5 防災に関しての住民の役割

- 1 町が提供するハザードマップ等を活用した防災に関する知識の修得
- 2 自身の居住する家屋等の耐震化の推進、家具等の転倒防止対策の実施
- 3 ブロック塀等の補修又は生け垣化、風雪水害への自己防衛対策
- 4 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
- 5 町が提供する防災マップを活用した避難場所、避難路の確認

- 第1編 総則編 第1章 総則
- 第3節 防災の基本理念
  - 6 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄(3日分を最低限とし、1週間分を推奨)
  - 7 町、地域、勤務先等で行う各種防災訓練への積極的な参加
  - 8 自主防災組織への参加
  - 9 行政区・自治会等コミュニティへの参加・協力
  - 10 近隣の災害時要援護者に対する日常からの見守り
  - 11 家族の連絡方法・集合場所等の確認
  - 12 防災の知識、災害の教訓の次世代への伝承
  - 13 その他、防災に対して個人でできる備え

第1節 防災機関等の役割

### 第2章 防災体制

第1節 防災機関等の役割

#### 第1 県の役割

県は、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、県内市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

### 第2 町の役割

町は、基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域に係る防災に関する計画(地域防災計画)を作成し、及び法令に基づきこれを実施する。

町内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を有効に発揮して災害応急対策の実施に努める。

災害発生後は、住民の生命・身体を災害から守り、いち早く復旧復興を果たすことを目標 とし、事前の備え(予防・事前対策)、発災時の対応(応急対策)、速やかな生活再建(復 旧・復興対策)に取り組む。

### 第3 防災関係機関及び指定地方公共機関等の役割

防災関係機関及び指定地方公共機関等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画等の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町の実施する応急対策が的確、かつ、円滑に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

名称	主な役割
関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関
	すること
	2 他管区警察局、警視庁及び北海道警察との連携に関すること
	3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告
	連絡に関すること
	4 警察通信の確保及び統制に関すること
関東財務局	1 災害査定立会に関すること
	2 金融機関等に対する金融上の措置に関すること
	3 地方公共団体に対する融資に関すること
	4 国有財産の管理処分に関すること
関東信越厚生局	1 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること
	2 関係職員の派遣に関すること
	3 関係機関との連絡調整に関すること
関東農政局	1 災害予防対策

名称	主な役割
	ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施
	設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること 2 応急対策
	2 心忌刈束   (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報
	(1) 自内の展集・展地・展集用地域の検告状況の情報収集及の報告連絡に関すること
	(2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に
	関すること
	(3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関
	すること
	(4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること
	(5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること
	(6) 応急用食料・物資の支援に関すること
	(7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関す ること
	(8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること
	(9) 関係職員の派遣に関すること
	3 復旧対策 (1) # 1/8 #
	(1)農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工
	事の承認に関すること (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する
	(2) 火苦による牧舌展外低来有寺に刈りる真並の触地に関りること
   関東森林管理局	1 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持造成に関す
	ること
	2 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関
	すること
	2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
明末去儿女类四女歌	3 被災中小企業の振興に関すること
関東東北産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保 安の確保に関すること
(百首)	2 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること
   関東運輸局 埼玉運	1 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関す
輸支局	こと
	2 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整
	に関すること
	3 災害時における不通区間のう回輸送の指導に関すること
東京航空局 東京空	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措
港事務所	置に関すること
	2 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
	3 災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹
古古塔尼尼布 八米	底に関すること
東京管区気象台(熊  谷地方気象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
古地ルXX本I 	衣に関すること。   2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動
	に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝
	達及び解説に関すること。
	3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関するこ

名称	主な役割
	と。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。 6 災害時等に地方自治体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説、防災対策への助言を行う。(気象庁防災対応支援チーム:JETT)
関東総合通信局	1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2 災害時テレコム支援チーム (MIC-TEAM) による災害対応支援 3 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策 用移動電源車等の貸出しに関すること 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の 開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を 口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関 すること 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関 すること
埼玉労働局	1 工場、事業場における労働災害の防止に関すること 2 職業の安定に関すること
関東地方整備局	管轄する河川、道路、港湾・空港、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める 1 災害予防 (1) 震災対策の推進 (2) 危機管理体制の整備 (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進 (4) 防災教育等の実施 (5) 防災訓練 (6) 再発防止対策の実施 2 災害応急対策 (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保 (2) 活動体制の確保 (3) 災害発生直後の施設の緊急点検 (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保 (5) 災害時における応急工事等の実施 (6) 災害発生時における交通等の確保 (7) 緊急輸送 (8) 二次災害の防止対策 (9) ライフライン施設の応急復旧 (10) 地方公共団体等への支援 (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員(リエゾン)」の派遣 (12)支援要請等による「緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)」の派遣 (13) 被災者・被災事業者に対する措置 3 災害復旧・復興 (1) 災害復旧の実施

### 第1節 防災機関等の役割

名称	主な役割
	(2) 都市の復興
	(3) 被災事業者等への支援措置
関東地方測量部	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
	2 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関するこ
	と
	3 地殻変動の監視に関すること
第三管区海上保安本	1 災害応急対策に係る情報の収集、水難救助等に関すること
部(東京海上保安	2 緊急輸送(人員及び救援・災害復旧資材の輸送)に関すること
部)	3 その他、災害応急対策の実施に必要な事項に関すること
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関す
	ること
	2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情
	報収集に関すること
	3 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に
	関する情報収集、提供等に関すること

### ○自衛隊の役割

= 1 11141 4 16 1614	
名称	主な役割
陸上自衛隊第 32 普 通科連隊、航空自衛 隊中部航空方面隊	1 災害派遣の準備 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること (3) 県地域防災計画と合致した防災訓練の実施 2 災害派遣の実施 (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与
	に関すること

### ○指定公共機関の役割

名称	主な役割
, , , , ,	
東日本旅客鉄道(株)	1 災害時により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通
	区間を新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送
	を行うこと
	2 災害により線路が不通となった場合
	(1) 列車の運転整理及び折返し運転、う回を行うこと
	(2) 線路の復旧及び脱線車両の復線、修理をし、検査の上速や
	かに開通手配をする
	3 線路、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡
	回監視を行うこと
	4 死傷者の救護及び処置を行うこと
	5 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連
	絡を行うこと
	6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保
	安施設通信施設の保守及び管理を行うこと
東日本電信電話	1 電気通信設備の整備に関すること
(株)、	2 災害時における重要通信の確保に関すること

### 第1節 防災機関等の役割

名称	主な役割
(株)NTTドコモ	3 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること
KDDI (株)	1 重要通信の確保に関すること
	2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧
	に関すること
日本郵便(株)	1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関するこ
	と
	2 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時におけ
	る郵便葉書等の無償交付に関すること
日本赤十字社	1 災害応急救護のうち、避難所の設置の支援、医療、助産及び死
	体の処理(死体の一時保存を除く)を行うこと
	2 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡
	調整を行うこと
	3 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性
	と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊
	急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配
	分に関すること
日本放送協会(NH	1 住民に対する防災知識の普及に関すること
(K)	2 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
   東日本高速道路(株)	3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
宋口平向述坦始(休 <i>)</i> 	1 東日本高速道路の保全に関すること   2 東日本高速道路の災害復旧に関すること
	2 衆日本同歴旦昭の炎音復日に関すること   3 災害時における緊急交通路の確保に関すること
首都高速道路(株)	3 炎音時にありる素忌父地路の確保に関すること
目即同处退路(体)	1 目前同述追聞の保主に関すること   2 首都高速道路の災害復旧に関すること
	3 災害時における緊急交通路の確保に関すること
日本通運(株)	災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢
17处是(水)	の整備並びに配車に関すること
東京電力パワーグリ	1 災害時における電力供給に関すること
ッド(株)	2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること
東京ガス(株)、	1 ガス供給施設(製造施設も含む)の建設及び安全保安に関する
東京ガスネットワー	こと
ク(株)	2 ガスの供給の確保に関すること

### ○指定地方公共機関の役割

STATE OF THE STATE		
名称	主な役割	
東武鉄道(株)、	1 鉄道施設等の安全保安に関すること	
西武鉄道(株)、	2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の	
秩父鉄道(株)、	協力に関すること	
埼玉新都市交通		
(株)、		
埼玉高速鉄道(株)、		
首都圏新都市鉄道		
(株)		
(一社)埼玉県トラ	災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関す	
ック協会	ること	

### 第1節 防災機関等の役割

名称	主な役割
土地改良区	1 防災ため池等の設備の整備と管理に関すること
1.3420	2 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること
	3 たん水の防排除施設の整備と活動に関すること
	The state of the s
水防事務組合、水害	1 水防施設資材の整備に関すること
予防組合	2 水防計画の樹立と水防訓練に関すること 3 水防活動に関する
	こと
ガス供給事業者(都	1 ガス供給施設(製造施設も含む)の建設及び安全保安に関する
市ガス)	こと
	2 ガスの供給の確保に関すること
(株)テレビ埼玉	1 住民に対する防災知識の普及啓発に関すること
	2 住民に対する応急対策等の周知徹底に関すること
	3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
(株)エフエムナック	1 住民に対する防災知識の普及啓発に関すること
ファイブ	2 住民に対する応急対策等の周知徹底に関すること
	3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
(一社)埼玉県医師	1 医療及び助産活動の協力に関すること
会、	2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること
(一社)埼玉県歯科医	3 災害時における医療救護活動の実施に関すること
師会、	
(公社)埼玉県看護協	
会 ( 和 は T P w a は	(((ウロナ)マル) トラ パラ トラ N時世( ゼ の ナハ) との (カ し)マ日日・トラ マ ト
(一社)埼玉県バス協   会	災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること
(一社)埼玉県LPガ	1 LPガス供給施設の安全保安に関すること 2 LPガスの供給
ス協会	の確保に関すること
	3 カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による発災時の調
	達に関すること
	4 自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊出訓練の協力に関
	すること

### 第4 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による 防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその 責務を果たさなければならない。(災対法第7条第1項)

また、これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

- ・異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること
- ・災害時における広報等に協力すること
- ・出火の防止及び初期消火に協力すること
- ・避難誘導及び避難所内での救助に協力すること
- ・被災者の救助業務に協力すること
- ・炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること

第1節 防災機関等の役割

### ○公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割

名称	主な役割
農業協同組合	1 市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力
	2 農作物の災害応急対策の指導
	3 被災農家に対する融資、あっせん
	4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
	5 農産物の需給調整
森林組合	1 県、市町村が行う被害状況調査その他応急対策の協力
	2 被災組合員に対する融資又はそのあっせん
漁業協同組合	1 組合員の被災状況調査及びその応急対策
	2 漁船、共同利用施設の災害応急対策及びその復旧
	3 被災組合員に対する融資又はそのあっせん
	4 県、市町村が行う被害状況調査その他応急対策の協力
生活協同組合	1 応急生活物資の調達及び安定供給に関すること
	2 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関
	すること
社会福祉法人埼玉県	1 要配慮者の支援に関すること
社会福祉協議会	2 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること
*- ^	
商工会、	1 市町村が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、
商工会議所等商工業	あっせん等の協力に関すること
関係団体	2 災害時における物価安定についての協力に関すること
	3 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること
焖阮守胜呂名 	1 歴典地設の金備と歴典訓練の美地に関すること   2 被災時の病人等の収容、保護
	3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること
社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難等の訓練
	2 災害時における収容者の保護
	被災事業者等に対する資金の融資
学校法人	1 避難施設の整備と避難等の訓練
1 1/14/	2 被災時における教育対策
	3 被災施設の災害復旧
婦人会等社会教育関	市町村が実施する応急対策についての協力に関すること
係団体	THE PROPERTY OF THE PROPERTY O
F116-111	

### 第5 災害時応援協定締結団体・事業者の役割

町は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、団体・事業者と災害時応援協 定を締結し、災害時における協力を依頼している。

町と協定締結団体等は、災害時に協定が有効に機能するよう、平素から連絡体制・応援要請手段等について取り決め、強固な協力関係の下に災害対応が行えるようにする。

### 第2節 防災関係機関の組織

### ○(参考)県における災害時応援協定締結団体・事業者等の役割

Company of the second s			
名称	主な役割		
埼玉県建設業協会	1 県が管理する道路、河川の被災情報の収集及び連絡、応急復旧		
	工事		
	2 流域下水道施設の応急対策業務		
	3 被災建築物応急危険度判定の実施		
埼玉県解体業協会	倒壊建築物等の除去		
埼玉県倉庫協会	救援物資の保管		
埼玉県葬祭業協同組	棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送		
合			
物資事業者	救援物資の供給		
自動車事業者	避難所の非常用電源としての次世代自動車の貸与		
日本水道協会	給水車の派遣、水道施設の応急復旧		

### 第2節 防災関係機関の組織

各防災関係機関は、平時から防災体制の充実に取り組むとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、災害対策本部等の組織を設置し、有機的な連携を図りながら応急活動体制に万全を期する。

### 第1県の機関

県は平時から防災体制の充実に取り組むとともに、災害が発生し、又は発生するおそれが あるときは、県災害対策本部条例、県災害対策本部設置要綱及び同運営要領に基づき、災害 対応の体制を施行する。

### 1. 南西部地域振興センター

- ・災害応急対策組織の整備に関すること
- ・災害情報の収集及び報告に関すること
- ・自衛隊の災害派遣に関すること
- ・市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- ・災害対策現地調査に関すること
- ・災害対策現地報告に関すること
- ・災害応急対策に必要な応急処置に関すること

### 2. 川越農林振興センター

- ・農畜林水産被害の状況の調査
- ・農作・家畜共済及び建築物等の共済に関すること
- ・農業災害融資に関すること
- ・被災者の食料等の確保及び輸送に関すること
- ・主要農作物の種子及び苗の確保に関すること
- ・農作物病害虫防除対策及び指導に関すること
- ・防除機具及び農薬の調整に関すること

第2節 防災関係機関の組織

### 3. 川越県土整備事務所

- ・降水量及び水位等の観測通報に関すること
- ・洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関すること
- ・水こう門及び排水機場に関すること
- ・水防管理団体との連絡指導に関すること
- ・河川、道路及び橋梁等の被災状況の調査及び応急修繕に関すること
- ・応急仮設住宅の設置に関すること

### 4. 朝霞保健所

- ・保健衛生関係の被害状況の収集に関すること
- ・医薬品、衛生材料及び各種資材の調達あっ旋に関すること
- ・感染症法に基づく消毒の指導に関すること
- ・飲料水の水質検査に関すること
- ・そ族、昆虫駆除に関すること
- ・感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること
- ・災害救助食品の衛生に関すること
- ・病院、診療所及び助産所に関すること
- ・被災者の医療・助産その他の保健衛生に関すること

### 5. 西部教育事務所

- ・教育関係の被災状況調査に関すること
- ・公立学校及び施設の災害応急対策の指導に関すること
- ・災害給付及び災害貸付に関すること
- ・応急教育実施の予定場所の指導に関すること
- ・教育実施者の確保に関すること
- ・応急教育の方法及び指導に関すること
- ・教科書及び教材等の配給に関すること
- ・重要文化財の保護に関すること
- ・災害地学校の保護指導に関すること
- ・災害地学校の給食の指導に関すること

### 6. 西部福祉事務所

- ・被害状況の情報収集に関すること
- ・災害救助の実施に関すること
- ・災害救助に関する委任事項の指導に関すること
- ・災害現地調査に関すること
- ・被災者の救難、救助その他保護に関すること
- ・日赤その他医療機関との連絡に関すること

第2節 防災関係機関の組織

### 第2 指定地方行政機関

- 1. 農林水産省関東農政局
  - ・災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀を確保・供給すること

### 2. 東京管区気象台(熊谷地方気象台)

- ・気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること
- ・気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報 及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること
- ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
- ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
- ・災害時等に地方自治体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び 解説、防災対策への助言を行う(気象庁防災対応支援チーム:JETT)

### 第3 自衛隊 (第32普通科連隊)

- ・災害派遣の準備
- ・災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること
- ・自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
- ・防災訓練の実施に関すること
- ・災害派遣の実施
- ・人命又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救護又は応急 復旧の実施に関すること
- ・災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること

### 第4 東入間警察署

- ・情報の収集・伝達及び広報
- 警告及び避難誘導
- ・人命の救助及び負傷者の救護
- ・交通秩序の維持
- ・犯罪の予防検挙
- ・行方不明者の捜索と検視(死体検分)
- ・漂流物の処理
- ・その他治安維持に必要な措置

#### 第5 入間東部地区事務組合・三芳町消防団

- ・防災に関する予防普及に関すること
- ・消防・水防その他応急措置に関すること
- ・避難及び応急救助に関すること
- ・災害に関する情報の伝達及び被害調査に関すること

第2節 防災関係機関の組織

#### 第6 指定公共機関

### 1. 東日本電信電話株式会社埼玉事業部埼玉西支店

- ・電気通信設備の整備に関すること
- ・災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること
- ・被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

### 2. 東京電力パワーグリッド㈱志木支社

- ・災害時における電力供給に関すること
- ・被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること

### 3. 日本赤十字社埼玉県支部

- ・義援金品の受領、配布及び募金に関すること
- ・災害時における救護班の編成及び医療・助産・救護の実施に関すること

### 4. 東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所

- ・ 高速自動車道 (関越自動車道) に係る
- ・災害防止に関すること
- ・交通規制、被災点検、応急復旧工事等に関すること
- ・災害時における利用者等への迂回路等の情報(案内)提供に関すること
- ・災害復旧工事の施行に関すること

### 5. 日本郵便株式会社三芳郵便局

郵便業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること

- ・救助用物資等を内容とする小包郵便物の料金免除及び災害時における郵便
- ・はがき等の無償交付に関すること

### 第7 指定地方公共機関

- 1. 東武鉄道株式会社
  - ・鉄道施設等の安全保安に関すること
  - ・災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

### 2. 大東ガス株式会社

- ・災害時におけるガスの供給に関すること
- ・被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること

### 第8公共的団体・その他防災上重要な施設の管理者

#### 1. いるま野農業協同組合

- ・町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
- ・農作物の災害応急対策の指導に関すること
- ・被災農家に対する融資あっ旋に関すること
- ・農業生産資材及び農家生活資材の確保・あっ旋に関すること

- 第1編 総則編 第2章 防災体制
- 第2節 防災関係機関の組織
  - ・農作物の需給調整に関すること

### 2. 三芳町商工会

- ・町が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっ旋等の協力に関すること
- ・災害時における物価安定についての協力に関すること
- ・救助用物資・復旧資材の確保についての協力、あっ旋に関すること

### 3. 三芳医会

- ・医療救護及び助産活動の協力に関すること
- ・防疫その他保健衛生活動の協力に関すること
- ・災害時における医療活動の実施に関すること

### 4. 病院等の管理者

- ・避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること
- ・被災時の病人等の収容保護
- ・災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること

### 5. 三芳町災害対策協力会

・災害時における被災施設の応急対策及び復旧活動の協力に関すること

### 6. 社会福祉施設管理者

- ・避難施設の整備と避難等の訓練に関すること
- ・災害時における収容者の保護に関すること

### 7. 金融機関

・被災事業等に対する資金の融資に関すること

### 8. 学校法人

- ・避難施設の整備と避難等の訓練に関すること
- ・被災時における教育対策に関すること
- ・被災施設の災害復旧に関すること

### 9. 行政連絡区(自治会等)

- ・地区災害対策本部の設置に関すること
- ・地区住民の安否確認、避難支援及び避難所の開設・運営等の共助活動に関すること
- ・その他、町が実施する応急対策についての協力に関すること

#### 10. アマチュア無線クラブ等の団体

・町が実施する応急対策についての協力に関すること

第3節 町の防災体制

### 11. 公共施設指定管理者

・町が実施する応急対策についての協力に関すること

### 第9 災害時応援協定締結団体·事業者

町は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、団体・事業者と災害時応援協 定を締結し、災害時における協力を依頼している。

災害時応援協定締結団体・事業者は、災害時に協定が有効に機能するよう、町と協力して 平素から連絡体制・応援要請手段等について取り決め、強固な協力関係の下に災害対応が行 えるようにする。災害時応援協定締結団体は資料 1-3 のとおり。

### 第10 その他の団体等の行うべき業務の内容

その施設が被害を受けることにより、一般の他の被害を一層拡大する恐れのある事業所等 の管理者は、この計画に基づきそれぞれ防災に関し施設保護を考慮するものとする。

災害により多人数の避難所となる建築物の管理者等は、この計画に基づき、防災業務を行 うものとする。

### 第11 県からの情報連絡員、情報連絡係

### 1. 市町村情報連絡員

勤務時間外に大規模地震や相当規模の風雪水害等が発生等した場合、市町村に入る情報の 収集及び県への報告にあたるため、市町村役場近くに居住する職員が各市町村役場に参集す る。

### 2. 市町村情報連絡係

勤務時間内において、相当規模の災害が発生し、連絡調整のために市町村に連絡員を派遣する必要があると支部長が判断した場合、原則として支部構成員の中から支部長が指名する者を市町村役場に派遣する。

#### 第3節 町の防災体制

【自治安心課、総務課、政策推進室、教育委員会、施設所管課】

### 第1 町の体制整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、三芳町防災会議に加え、身近な地域防災の 担い手による常設型の会議や災害対策本部に準じた庁内検討会議等を整備することにより、 平常時におけるきめ細かな災害対策検討や地域防災ネットワーク形成を行うものとする。

#### 第2 防災会議

町は、災害対策基本法第 16 条の規定に基づき、三芳町防災会議条例により防災会議を設置する。(三芳町防災会議委員については、資料 1-5 三芳町防災会議条例を参照)

〔資料 1-5 三芳町防災会議条例〕

第3節 町の防災体制

### 1. 所掌事務

- 1 地域防災計画の作成とその実施の推進
- 2 町長の諮問に応じた町域に係る防災に関する重要事項の審議
- 3 防災に関する重要事項に関し、町長に意見を述べること
- 4 その他法令に基づく権限に属する事項

### 2. 組織機構

### (1) 地域防災検討委員会

町の災害対策について、住民及び地域団体・機関の意見を反映させるため、行政区や消防 団等の身近な地域防災の担い手で構成する三芳町地域防災検討委員会を置く。検討委員会の 所掌事務は、次のとおりとする。

- 1 三芳町地域防災計画に係る地域課題の抽出、検討及び提言に関する事項
- 2 その他町の総合的な災害対策に関する事項
- 三芳町防災会議委員を以下に示す。

		機関、職名
本部長		三芳町長
1号委員	指定地方行政機関	農林水産省関東農政局 埼玉県拠点 所沢労働基準監督署
2 号委員	県の機関	埼玉県南西部地域振興センター 埼玉県川越農林振興センター 埼玉県川越県土整備事務所 埼玉県朝霞保健所
3 号委員	警察の機関	東入間警察署
4 号委員	町の機関	副町長 政策推進室長 総務課長 福祉課長 道路交通課長 上下水道課長
5 号委員	教育機関	三芳町教育委員会
6 号委員	消防機関	入間東部地区事務組合 三芳町消防団
7 号委員	指定公共機関	日本郵便株式会社 三芳郵便局 東日本電信電話㈱ 埼玉事業部 埼玉西支店 東京電力パワーグリッド㈱志木支社
	指定地方公共機関	東武鉄道株式会社 大東ガス株式会社 三芳医会
8 号委員	地域防災組織 学識経験者	三芳町区長会 三芳町地域防災検討委員会 三芳町男女共同参画推進会議

\*防災会議の庶務は、自治安心課において処理する。

なお、検討委員会における検討結果は、委員長が三芳町防災会議の会長に報告し、会長は その内容を防災会議に報告するものとする。

第3節 町の防災体制

(三芳町地域防災検討委員会規程については、資料 1-6 を参照)

〔資料 1-6 三芳町地域防災検討委員会規程〕

### 第3 災害対策検討会議

三芳町災害対策本部条例に基づき、平常時における町の災害対策を検討するため、副町 長、教育長及び関係課長で構成する三芳町災害対策検討会議を設置する。検討会議の所掌事 務は、次のとおりとする。

- 1 三芳町地域防災計画その他町の総合的な災害対策の見直しに係る庁内の調整に関する事項
- 2 災害時における役場の組織体制に関する事項
- 3 災害に係る予防対策、応急対策及び復興対策に関する事項
- 4 被災地支援、避難者受入その他広域災害対応に関する事項
- 5 その他、災害対策に関して町長から指示を受けた事項

なお、議長は検討会議の結果を町長に報告するものとする。

〔資料 1-7 三芳町災害対策検討会議規程〕

### 第4 業務継続計画

災害が発生した場合に、町の通常業務を最小化して災害対策に重点化しつつも、必要不可欠な行政事務を継続し、あるいは停止した場合でもこれを迅速に再開させ、時間の経過、災害業務の縮小とともに行政事務を復旧・正常化させるまでの方策をとりまとめた「三芳町業務継続計画(BCP)」の策定する。また、重要な情報システムについては「ICT 部門の業務継続計画(ICT-BCP)」に沿って、システム運用の継続または復旧を目指す。

### 1. 業務継続計画の更新

災害発生後の各段階(フェーズ)における非常時優先業務の各課調査を実施し、応急対策 業務(災害時にのみ発生する業務)及び優先通常業務(通常業務のうち、維持、継続、再開 を優先する業務)の業務内容や職員参集予測に基づく配置調整、通常業務の維持、継続に必 要な場所や資機材、システム等の資源を精査することにより実効性を高め、令和6年に三芳 町業務継続計画の改訂を行った。業務継続の基本方針及び令和6年改訂の要項は次のとおり である。

- ○災害対応態勢の確立による非常時優先業務を確実に実施
- ○過去の災害教訓に基づく災害レベル(大規模、中規模)の設定
- ○災害時に町が置かれる状況の具体化(リスクシナリオの設定)
- ○災害レベル、リスクシナリオに基づく非常時優先業務の時系列目標の設定
- ○実践性のある人的・物的な資源配置
- ○訓練等を通じて課題の抽出・検討・改善を行い、様々なシナリオを想定して計画を更新 する(BCM(業務継続マネジメント)の体制確立)。

### 2. ICT-BCPに基づく訓練の実施

大規模な災害等の発生時に備えて、情報システムの保全及び安全な復旧に関する対応手順

第3節 町の防災体制

を ICT 部門の業務継続計画(ICT-BCP)として策定しており、定期的に ICT-BCP に基づいた訓練を実施し、緊急対応要員の育成を推進する。

### 第5 指定管理者との防災協定の推進

町は、公共施設を運営する指定管理者との間で、防災に関する協定の締結を推進し、災害時において当該公共施設を町災害対策本部が行う応急対策等に活用するほか、指定管理者より、防災上の積極的協力が得られるよう体制を整えておく。

【総務部、情報部、関係機関】

第4節 町の活動体制

### 第4節 町の活動体制

### 第1 配備体制·動員計画

職員の配備体制は以下のとおりとする。

本部設置	体 制	区分	配 備 基 準	参集する職員
情報連絡 室	待機	体 制	・震度4の揺れが発生した場合	災害対策 本部員
警戒本部	警戒	第 1 配備	・震度5弱の揺れが発生した場合	全班長
設置	設置 体制 第2	第 2 配備	・震度5強の揺れが発生した場合	及び 別表の班員
災害対策 本部設置	非常	体 制	・震度6弱以上の揺れが発生した場合、またはこれに準ずる揺れが発生し、相当規模の災害の発生が予想される場合 ・町長が必要と認めた場合	職員全員

### 1. 待機体制の場合

災害対策本部員は速やかに庁舎へ参集する。

### 2. 警戒体制の場合

全班長及び班員は速やかに庁舎へ参集する。なお、班長は必要な班員の出動をこれに追加 して要請できるものとし、その場合部長にその旨報告するものとする。

第1配備	庶務班・情報1班・救助総務班・救助1班・教育
(全10班)	施設対策班・学校教育班・避難所総務班・土木班・
	建設班・水道給水班
第2配備	(上記の10班に加えて)
(全15班)	緊急避難対応班 (休日・夜間対応)・避難所1班・
	避難所2班・避難所3班・衛生医療班

### 第2 非常体制

町職員全員があらゆる手段を尽くし、速やかに参集する。

### 1. 休日・夜間等における体制

休日及び夜間等の勤務時間外に大規模地震が発生した場合、全職員は、あらゆる手段を尽くし、可能な限り速やかにあらかじめ定められた参集場所に参集する。

### (1) 本部参集職員

本部参集職員は、参集直後は、所属班を問わず情報の収集伝達、避難誘導、救護等の緊急性の高い応急対策に従事し、状況に応じて所属班の応急対策に従事する。

1 緊急避難対応班

### 第4節 町の活動体制

緊急避難対応班は休日・夜間、担当している各指定避難所に直接参集し、地域の被災状況、自主避難者の状況、教職員の未到着等を鑑み、自ら判断して避難所開設を行う。なお、後に到着した避難所班、学校教職員、行政区に運営を引き継ぐものとする。適時、避難所開設や地域の被災状況等を本部報告する。

ただし、震度 5 強の場合は、担当エリアの避難所班長の施設(公民館等)に参集・待機 して避難所開設に備える。

[資料 1-8 三芳町緊急避難対応職員の指定に関する規程]

2 土日勤務を常態とする避難所班職員(出先機関)

土日発災のケースで、図書館・児童館等、勤務日が土日に割り振られている避難所班の職員は、利用者(子ども)の安全確保・避難誘導・引き渡し等、平日発災同様の業務終了後に、各避難所班に合流することとする。

### (2) 職員の自動参集

職員は定められた配備基準に基づいて自動的に参集するものとする。なお、特に連絡を要する場合は、資料 1-9 に基づいて連絡を行う。

各部・班の長はあらかじめ職員の配置計画をたて、所属職員に徹底する。〔資料 1-9 職員の動員連絡方法〕

### 2. 災害対策本部の設置

### (1) 設置基準

町長は、原則として震度6弱以上の揺れが発生した場合、またはこれに準ずる揺れが発生し、相当規模の災害の発生が予想される場合等において、非常体制を発令する必要があると認めたときは、本計画及び三芳町災害対策本部条例並びにこれに基づき別に定める三芳町災害対策本部に関する要綱により、町災害対策本部を設置する。災害対策本部を設置した場合、以下に掲げる者に対し必要に応じて通知する。

連絡先	通知方法
職員各班	庁内放送、町防災行政無線(移動系)、 (災害時優先)電話、口頭
防災関係機関	県防災行政無線 (地上系・衛星系)、埼玉 県災害オペレーション支援システム、電話 、その他非常通信手段、口頭
報道機関	電話、FAX、口頭
隣接市	電話、文書、FAX
行政区・消防 団・社協等	電話、FAX、メール
一般住民	町防災行政無線、町ホームページ、ツイ ッター、地域コミュニティメール等

[資料 1-10 三芳町災害対策本部条例]

〔資料 1-11 三芳町災害対策本部に関する要綱〕

〔資料 1-12 三芳町災害対策本部職員被服貸与規程〕

第4節 町の活動体制

### (2) 設置場所

災害対策本部の設置場所は三芳町役場3階会議室とする。

### 1 組織構成

災害対策本部の組織構成は、資料 1-13 のとおりとする。なお、町の災害対策本部には、予め指定する、県、警察、消防、町議会の連絡員が参加するものとする。

〔資料 1-13 災害対策本部の組織編成系統図〕

### (3) 各事務分掌

### 1 災害対策本部

本部長、副本部長、本部員で構成し、災害応急対策に関する基本方針を審議・決定する。

### 2 本部室及び各部

災害対策本部及び各部の組織・事務分掌は、資料 1-14~1-16 のとおりとする。

#### 3 指揮系統

各部班の長が不在の場合には、出動した者のうち上席者が代わって指揮をとり各部班の 長が出動した時点でこれを引き継ぐ。

〔資料 1-14 災害対策本部構成及び事務分掌〕

〔資料 1-15 配属班と所属部署の対比表と主な業務分掌〕

〔資料 1-16 風水害発生時の各部の事務分掌〕

### < 町災害対策本部代替施設>

施設名称	住 所	電話番号	延床面積(m)
第 1 順位 三芳町文化会館	藤久保 1100-1	259-3211	3, 965. 00
第 2 順位 浄水場	藤久保 1047-1	274-1014	3, 772. 78

### 第3 警戒本部の設置

震度5弱の揺れが発生した場合は「警戒体制第1配備」により、震度5強の揺れが発生した場合は「警戒体制第2配備」により、それぞれ警戒本部を設置する。職員は、「警戒体制の場合」に基づき参集し、その後の防災活動に対応できる体制を整える。なお、警戒本部は、地域の被害状況に鑑み、本部長が必要と認めたときは、速やかに災害対策本部に移行する。警戒本部の設置場所、組織構成、事務分掌は、災害対策本部設置時に準ずる。

本部設置	体 制	区 分	配 備 基 準	参集する職員
情報連絡 室	待機	体 制	・震度4の揺れが発生した場合	災害対策 本部員
警戒本部	警戒	第 1 配備	・震度5弱の揺れが発生した場合	全班長
設置	設置 体制 第	第 2 配備	・震度5強の揺れが発生した場合	及び 別表の班員
災害対策 本部設置	非常体制		・震度 6 弱以上の揺れが発生した場合、またはこれに準ずる揺れが発生し、相当規模の災害の発生が予想される場合 ・町長が必要と認めた場合	職員全員

第1配備 (全10班)	庶務班・情報1班・救助総務班・救助1班・教育 施設対策班・学校教育班・避難所総務班・土木班・ 建設班・水道給水班
第2配備 (全15班)	(上記の10班に加えて) 緊急避難対応班 (休日・夜間対応)・避難所1班・ 避難所2班・避難所3班・衛生医療班

### 1. 現地本部の設置

指定避難所を開設した場合、指定避難所に派遣した職員(避難所班、緊急避難対応班)により、指定避難所に現地本部を設置する。現地本部は、地域防災組織(行政区等)と協力して地区内の被害情報を収集し、災害対策本部に報告するほか、学校と連携して地区避難者の収容、支援を行うものとする。

### 2. 三芳町議会災害対策支援本部の設置

災害対策本部が設置された場合、三芳町議会議長は、三芳町議会災害支援本部を設置する ことができる。災害支援本部は災害応急対策及び災害復旧の円滑な実施について災害対策本 部に対して支援を行うものとし、本部長は災害対策本部にオブザーバーとして参加する。

〔資料 1-17 三芳町議会災害対策支援本部設置要綱〕

### 第5節 指定行政機関等の活動体制

### 第1 指定地方行政機関

指定地方行政機関(農林水産省関東農政局、所沢労働基準監督署、熊谷地方気象台)は、 地震による災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、法令、防災業務計画及び町地 域防災計画の定めるところにより、その分掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施すると ともに、町の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講ずる。 第1編 総則編 第2章 防災体制 第5節 指定行政機関等の活動体制

### 1. 公共的団体・防災上重要な施設の管理者等

町内の公共的団体(いるま野農業協同組合、商工会、三芳医会、災害対策協力会、行政区・自治会等)、防災上重要な施設の管理者(病院・社会福祉施設等の管理者、金融機関、学校法人等)、その他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、地震による災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、法令、防災業務計画及び町地域防災計画の定めるところにより、その分掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講ずる。

### 2. 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等は それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する 職員の配備、及び服務の基準を定めておく。

### 3. 職員の派遣

町長(本部長)は、災害対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めたときは指定地 方行政機関の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

〔資料 1-18 災害時の情報交換に関する協定(関東地方整備局)〕

大規模災害時の適切な支援要請・受援体制構築のため、町は自治体・民間団体等との応援 協定締結を進めている。現状の災害時応援協定の一覧を資料 1-4 に示す。

「資料 1-4 災害時応援協定一覧〕

第1編 総則編 第3章 防災教育及び訓練

第1節 町が実施する防災教育及び訓練

### 第3章 防災教育及び訓練

### 第1節 町が実施する防災教育及び訓練

【自治安心課、総務課、教育委員会、福祉課、こども支援課、秘書広報室、各課、関係機 関】

### 第1 防災教育

### 1. 自主防災組織(自主防災会)の必要性

災害時には、町及び警察等の防災関係機関は組織の全機能をあげて防災活動を実施するが、施設や道路等の損壊により活動能力の低下及び阻害が予想される。このような場合に、住民も行政の防災体制に協力するだけではなく、進んで「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えを持ち、地震災害発生直後の初期消火、人命救助等の二次災害の防止や軽減を図るなど、住民の自主的かつ組織的な防災活動が必要となる。

### 2. 住民に対する教育

住民に広く防災知識を普及して防災に対する関心を深めるとともに防災思想の高揚を図り、地域防災体制の確立に資するための計画とする。

### (1) 防災知識の普及内容

災害の予防及び応急対策計画並びに災害復旧に関する項目

- 1 災害の種別と特性
- 2 災害対策基本法及び関係法の趣旨
- 3 災害時における心得
- 4 防災計画の概要の周知
- 5 被害報告及び避難方法の徹底
- 6 災害復旧時等の生活確保に関する知識

### (2) 防災知識の普及方法

防災に関する知識を普及させるため、最も効果的な広告媒体を活用して知識の普及を図る。

- 1 三芳町ホームページ
- 2 町や地域の防災訓練、又はその準備会議の活用
- 3 町や県の主催又は地域・団体主催の各種研修、学習会、講演会、行事等の利用
- 4 広報紙、回覧、パンフレット(防災マップ、地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ等)
- 5 ポスター、標識(立看板、横断幕)等の利用力. 埼玉県防災学習センター等の活用
- 6 防災教育用設備、教材の貸出
- 7 出前講座の実施
- 8 マスメディアの活用
- 9 その他の企画、広報手段

第1編 総則編 第3章 防災教育及び訓練

第1節 町が実施する防災教育及び訓練

### 3. 防災上重要な施設における教育

病院及び社会福祉施設では、災害が発生した場合、多くの犠牲を生む危険性があるため、 平常時から、社会的な位置づけの認識、災害時要援護者の把握、火災発生時の初期消火要 領、避難の手順・方法等の十分な教育、訓練活動を行う。また、休日・夜間の発災に備え、 近隣住民との共同訓練等により、連携を深めるものとする。

### 4. 町職員及び防災に従事する職員に対する教育・研修

防災対策の実行主体となる町職員及び防災に従事する職員は、災害に関する豊富な知識と 適切な判断力が要求される。防災に対する意識、知識及び防災行動力の向上を図るため、

「地域防災初期行動マニュアル」や各種ハザードマップ、施設ごとの避難マニュアル等の内容を周知徹底させるとともに、庁内メールを活用した知識の習得等、定期的に防災に関する講習・訓練を実施する。

町職員及び防災に従事する職員は、上記の他、防災訓練、参集訓練等の機会を通して、自 らの災害時行動や事務分掌について実践的にシミュレーションすると共に、避難所連絡会議 等を通じた地域防災関係者とのネットワーク構築に努めるものとする。

### 5. 学校における教育

学校における防災教育は安全教育の一環として、学校安全全体計画に基づき、特別活動や学校行事を中心に、教育活動全体を通じて行う。特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に即した指導を行う。また、児童生徒の保護や防災教育にとどまらず、学校は地域の防災拠点として指定避難所としての機能を有することから、エリアの避難住民や帰宅困難者の受入支援について、教職員の果たす役割を町防災担当や避難所担当と連携して修得しておくとともに、エリアの地域防災関係者と顔の見える関係づくりを進めておくことが肝要である。

#### (1) 学校行事等における防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行う。また、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震擬似体験、AEDの利用についての学習等のほか、防災教育拠点(県防災学習センター等)や地域の防災訓練での体験学習を実施する。

### (2) 教科等における防災教育

社会科や理科、総合的な学習の時間の一環として、地震災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等について DVD やデジタル教材等を活用した学習を行う。また、地域における防災施設や設備の見学・調査等を通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

### (3) 教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導、負傷者の応急手 当、AEDの利用、火災発生時の初期消火、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に 留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

### 6. 家庭内の三つの取組の普及

家庭では、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら震災に備える取組を家庭内で 実施する。

- 1 家具の配置の見直しや、転倒防止器具の取り付けなどをして家具類の転倒・落下・移動を防止する。
- 2 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段である災害用伝言ダイヤル (171)、災害用伝言板(web171)、携帯電話事業者の災害用伝言板をそれぞれ体験し、発 災に備える。
- 3 家庭内で備蓄を行う(最低3日間(推奨1週間)分を目標とする)。特に、飲料水や食品などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。また、災害時にはトイレが使えなくなるおそれがあるため、携帯トイレの備蓄(推奨1週間分)を行う。
- 三つの取組を中心に、日頃から発災時の行動を家族とよく話題にするよう働きかける。

### 7. 事業所における教育

入間東部地区事務組合の指導のもと、講習会、講演会、実演等により防災知識の向上を図る。

### 8. 高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進

町の防災主管部局・福祉部局等が主体となって、普段の活動の中で在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職(ケアマネジャー・相談支援専門員等)、民生委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るもの

### 9. 防災意識の向上

住民は、町その他の行政機関が実施する防災対策事業に協力するとともに、過去の震災から得られた教訓の伝承や、防災訓練等への参加などを通じ、自らの問題として防災対策に取り組むよう努める。

### 10. 防災総点検

防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、町、県、住民、事業者など主体ごとに家庭、職場、地域における防災の総点検を実施する。

町は、下記に示す各訓練に関し、広く住民に参加を求め、住民の防災知識の普及・啓発防 災意識の高揚、防災行動力の強化に努める。

### 第2 防災訓練

町は、下記に示す各訓練に関し、広く住民に参加を求め、住民の防災知識の普及・ 啓発防災意識の高揚、防災行動力の強化に努めるものとする。 第1編 総則編 第3章 防災教育及び訓練

第1節 町が実施する防災教育及び訓練

### 1. 総合防災訓練

地震その他の大規模災害に備え、地域防災組織、町立小中学校その他の地域防災関係機関が実行委員会等の実施体制を組み、相互協力のもとで、2・3の項目を含む総合防災訓練(地域連携避難訓練)を年1回実施する。なお、4年に1度開催する2市1町合同による防災訓練についても上記総合防災訓練に関連付けて実施するものとする。

[資料 1-19 地域連携避難訓練実行委員会構成]

### 2. 町及び防災関係機関が実施する訓練

### (1) 指定避難所を拠点とした避難訓練

災害時に迅速で円滑な避難行動により、かけがえのない生命を確保し、減災に貢献できるよう、町と行政区、地域防災関係機関が協力し、各エリア避難所を拠点とした避難訓練を年1回以上実施する。実施主体は各避難所連絡会議とし、年1回は、町全体の1の総合防災訓練の一環としての訓練に位置づける。

なお、災害時要援護者の支援を含む避難行動や、避難所開設・運営における地域と協働等、実践的な訓練の実施に努めるものとする。

### ・市町村が実施するもの

災害時における避難指示等の円滑、迅速確実を期するため、関係機関、居住者、滞在者等の協力を得て実施する。

・防火管理者が実施するもの

学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店その他の防火対象物の防火管理者は、その 定める消防計画に基づき実施する。

・児童、生徒の避難訓練等

学校等の施設管理者は、児童、生徒の身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種の想定のもとに避難訓練を実施し、非常災害に対し、臨機応変の処置がとれるよう常にその指導に努める。

・避難行動要支援者等の訓練

住民、団体、企業等が行う避難行動要支援者避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的訓練に対し資料や情報の必要な支援を行う。

### (2) 学校・社会福祉施設における避難訓練

児童・生徒については、あらかじめ各種の想定のもとに実施し、突発的な災害に対し、 保護者や地域の協力を得て引き渡しや留め置きなどの臨機応変な処置がとれるように指導 を行う。

### 3. 避難所開設・運営訓練

災害時において避難所を早期に開設し、避難者を受け入れるため、避難所連絡会議が実施 主体となって避難所の開設・運営の手順・方法を確認する訓練を実施する。また、福祉避難 所の開設訓練の実施に努める。単独訓練のほか、避難訓練とあわせて実施するなど工夫す る。

- 第1編 総則編 第3章 防災教育及び訓練
- 第1節 町が実施する防災教育及び訓練

### 4. 非常参集訓練

災害時における迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施し、即応体制の強化に努める。また、非常参集訓練と同時に災害対策本部設置訓練、現地本部設置訓練、情報収集伝達訓練を併せて実施する。

### 5. 本部運営訓練、情報収集伝達訓練

災害時における的確な情報の収集、判断、指示、伝達の体制を確立させるため、被災現場から災害対策本部までの情報収集・伝達を行う訓練と、災害対策本部の設置及び運営の訓練を、非常参集訓練と併せて定期的に実施する。

### 6. その他の訓練

このほか公助機関の訓練として、町災害対策本部が常備消防や東入間警察、医療機関や自 衛隊等の公的災害救助組織と連携した訓練を検討する。

- 1 初期消火訓練
- 2 応急救護訓練
- 3 炊き出し訓練
- 4 一時避難場所(集会所や子ども広場)を拠点とした避難(避難誘導)訓練
- 5 年代にあわせた防災訓練
- 6 避難所宿泊訓練
- 7 災害図上訓練(DIG=Disaster Imagination Game)
- 8 避難所開設・運営訓練(HUG=Hinanjo Unei Game)
- 9 その他、地区住民の意識高揚に資する防災学習や体験訓練

### 7. 事業所が実施する訓練

病院、工場、事務所、その他の防火対象物の管理者は、その定める消防計画に基づき防災 訓練を年2回以上実施する。

### ・事業所における訓練

学校、病院、興行場及びその他消防法で定められた事業所は、消防訓練に合わせて 実施する。地域の自主防災組織等と連携を図ることが望ましい。

・自主防災組織等の訓練

市町村及び消防機関が行う訓練に積極的に参加し、又はこれらの機関の指導・協力のもとに災害図上訓練(DIG)や避難所開設・運営訓練(HUG)などを実施す

第1編 総則編 第3章 防災教育及び訓練

第1節 町が実施する防災教育及び訓練

### 第3 県が実施する訓練

### 1. 九都県市合同防災訓練

【県(関係部局)、市町村、各消防本部、防災関係機関】

### (1) 趣旨

首都直下地震等の想定に基づき、九都県市が合同して区域内の防災関係機関及び住民の幅 広い参加を呼びかけて総合的な防災訓練を実施し、災害対応力の強化、広域応援体制の充実 及び防災意識の高揚を図る。

### (2) 現況

昭和55年度から市町村と共催で当該訓練を実施している。

### (3) 実施計画

毎年1回、原則として9月1日の「防災の日」又は8月30日から9月5日の「防災週間」を考慮した適切な日実施場所

著しい震災が生ずるおそれのある地域を含む市町村を考慮しながら、実施場所を選定する。

### (4) 訓練参加機関

県、市町村、防災関係機関、住民、事業所等

### (5) 訓練の種類

災害発生の初期、応急対策、復旧の対応を想定して、毎年度定める。

- ・県及び市町村が、災害の初期に活動する訓練
- ・住民自身が、自助及び共助の精神に基づいて活動する訓練
- ・防災関係機関が、それぞれの活動を連携させる訓練
- ・他の都県市等からの広域的な応援を受け入れる訓練
- ・緊急地震速報を取り入れた訓練
- ・開催市町村の地域的な特性を踏まえた訓練

### (6) 防災フェアの開設

住民が防災に関する情報を得たり、実際に体験し技術を習得できる防災展示及び防災体験の コーナーを設ける。

### 2. 図上訓練

【県(関係部局)、市町村、各消防本部、防災関係機関】

#### (1) 大規模災害時対応図上訓練

### 1 趣旨

首都直下地震等の想定に基づき、初動体制の早期確立や、情報収集及び判断指揮の訓練を実施し、職員の防災実務の習熟及び意思決定能力の向上を図る。

### 第1編 総則編 第3章 防災教育及び訓練

第1節 町が実施する防災教育及び訓練

### 2 現況

平成7年度から平成13年度までは大震災対処訓練として実施し、平成14年度からは、政府及び九都県市の連携を加え、図上訓練として実施している。

### 3 実施時期

毎年1回、原則として1月17日の「防災とボランティアの日」(阪神・淡路大震災発生日)を考慮した適切な日実施場所

### 4 訓練参加機関

県、市町村、県内消防本部、自衛隊、警察本部、防災関係機関、物流事業者(団体)と し、九都県市は隔年、政府は相互の要請により参加する。

### 5 訓練の種類

災害情報の収集、整理、活用を目指し、活動毎に毎年度定める。

- ・応急対策活動
- · 救助 · 災害医療活動
- ・緊急交通路の確保活動
- ・物資の供給活動

### 6 訓練の方法

災害シミュレーション活動として実施する。

第1編 総則編 第4章 調査研究及び関連計画

第1節 防災アセスメントに関する調査研究

### 第4章 調査研究及び関連計画

### 第1節 防災アセスメントに関する調査研究

地域の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにし、防災対策の効率化を図るため、防災アセスメントの実施と地区別防災カルテの作成を検討する。

防災アセスメントでは、地域の災害危険度の把握とともに、自治会、学校区等の地域単位 で、実践的な防災対策を検討する。

地区別防災カルテは、地区内の危険地域や危険物施設、防災関係施設等を表示した「防災地 図」と、地区の防災特性(子供、女性、高齢者の比率などを含む)を診断した「カルテ」か ら構成される。

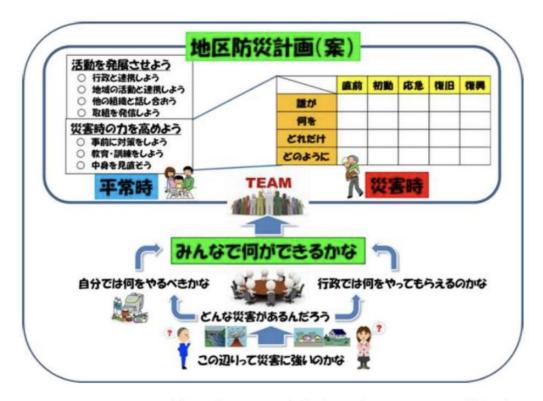
### 第2節 地区防災計画

地区防災計画とは、町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者 (以下、「地区居住者等」という。)が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画である(災害対策基本法第42条の2)。

住民及び町内に事業所を有する事業者は、共同して、町防災会議に対し、町地域防災計画 に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係 る地区防災計画の素案を添えなければならない。

町防災会議は、地区防災計画の提案があった場合、町地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

なお、内閣府では「みんなでつくる地区防災計画」の Web ページを作成し、地区防災計画 ガイドライン等の案内を掲載している。



(内閣府:地区防災計画ガイドライン(概要)より)

### ※災害対策全体に関わる協定

〔資料 1-20 大規模災害時における三芳町庁舎等の一時使用に関する協定書〕

### ※地域の包括的な取組に関わる協定

- 〔資料 1-20 大規模災害時における三芳町庁舎等の一時使用に関する協定書〕
- [資料 1-21 カーボンニュートラルのまちづくりに向けた包括連携に関する協定書]
- 〔資料 1-22 三芳町と飯能信用金庫との包括連携に関する協定〕
- 〔資料 1-23 三芳町と明治安田生命保険相互会社との包括連携に関する協定〕
- [資料 1-24 電気自動車の活用等によるSDGs連携協定書]
- 〔資料 1-25 地域課題解決に向けた包括連携に関する協定書〕
- 〔資料 1-26 三芳町と埼玉縣信用金庫との地方創生に係る包括連携・協力に関する協定 書〕
- [資料 1-27 三芳町と東京海上日動火災保険株式会社との地方創生に係る包括連携協定書]
- 〔資料 1-28 三芳町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書〕